

# 特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

## 学生インターンシップの取扱い

### 【趣旨】

学生に当法人の運営や取組みに参画する機会を提供し、子ども・若者・子育てを取り巻く困難な状況やそうした課題に取り組むNPOへの理解を深めるとともに、社会人としての基礎能力を高め、自身の将来を自ら選択する力を養う機会とする。

また、当法人の活性化や若い世代、大学等への普及につなげ、共に成長することを目指す。

### 【対象】

- ・大学生、大学院生、短大生、専門学校生など高卒以上の学生とする。

### 【期間】

- ・原則として一か月以上とする。

### 【支給対象費用】

インターンシップ研修生に次の費用を支給することができる。

(ボランティアスタッフとの均衡等を考慮)

- ・交通費実費
- ・謝金
- ・その他研修の実施に不可欠と認める費用

### 【保険：受入要件】

- ・学生本人が学生賠償責任保険などインターンシップ時にも適用される保険に加入していることを受入れの条件とする。(本人傷害、対人傷害、器物破損など)
- ・保険未加入の場合は、一般ボランティアとし、当法人負担によるボランティア保険を適用する。

### 【受入数】

- ・同時に受け入れる人数は5人程度までとし、具体的には当法人の業務の状況やインターンシップの形態等を考慮する。

### 【募集・選考】

- ・随時行う。
- ・希望者は当法人にその旨連絡し、指示に従ってエントリーシート(履歴書)を作成のうえ提出する。

- ・エントリーシート受領後、役員と事務局職員による面接を行う。

#### 【誓約書】

- ・個人情報保護や秘密保持、諸規程の順守について誓約書の提出を求める。

#### 【研修計画の概要の作成及び交付】

- ・学生とも調整のうえ、インターンシップの期間やテーマ、従事形態、費用負担、指導担当者等を記載したインターンシップ研修計画の概要を作成し、学生に交付する。

#### 【振返り・評価】

- ・終了時に学生と振返りの面談を行う。
- ・面談は、必要に応じ期間の中途においても行う。
- ・派遣元の求めがあるときは評価書を作成する。

#### 【終了証】

- ・計画したインターンシップ研修を終了したときは終了証を交付する。

#### 【取組みの帰属】

- ・研修計画のもとで行うインターンシップ研修生の行為は当法人の行為とする。
- ・成果物は当法人に帰属するものとし、公開等の取扱いについてはインターンシップ研修生の同意を得る。

#### 【大学等からの派遣】

- ・大学等のプログラムに基づいたインターンシップについては、派遣元の大学等と取扱いについて調整する。

#### 【適用】

- ・費用については令和3年10月分から適用する。
- ・その他については理事会の承認の日から適用する。

(令和3年10月14日理事会承認決議)